

個別指導の選定理由「開示」へ

内閣府審査会の答申を受けて

個別指導の「選定理由」五年前から非開示に

協会では十五年前から個別指導や集団的個別指導に関する資料開示請求を行ない、実施件数や指摘事項など県内の指導の実態をつまびらかにしてきました。

このうち、個別指導の選定理由の内訳(情報提供)○件、再指導○件、高点数○件について以前から開示されていましたが、二〇〇九年度から方針が二転「指導業務の遂行に支障を来す」との理由で開示されなくなりまし

た。その後も指導が行われた分の内訳は一年遅れで開示されていたものの、昨年

からそれも厚生労働大臣にたいし、

「選定理由は開示すべき」は富山県に限った事態では無く、厚労省が全国一律で行なった方針転換でした。

「選定理由が非開示とされたら、この答申が出されませんでした。これを

受けて、厚労省は八月、全国の厚生局にたいし、今後は選定理由を開示するよう通知したというのがこの間の顛末です。

これにたいし埼玉や長野など複数の保険医協会が非開示は不服であるとして、内閣府の「情報公開・個人情報保護審査会」に申し立てを行ないました。審査会

で審議された結果、「選定理由を厚生局に問い合わせても、回答が行なわれな

く、回答が改善される可能性がありません。次号以降で続報をお伝え

します。

資料4-1
平成26年度 指導対象保険医療機関等総括表(案) (個別指導)

個別指導	富山県				
	医科 病院	医科 診療所	医科 合計	歯科	薬局
機関等数(選定時)(A)	108	631	739	471	376
実施対象件数(A)×4%			29	18	15

選定理由内訳	富山県				
	医科 病院	医科 診療所	医科 合計	歯科	薬局
① 情報提供					
② 再指導等					
③ 高点数					
④ 監査結果が警告・注意					
⑤ 薬価の結果、レセプトの大部分が不適正					
⑥ 薬価拒否(正当理由なし)					
⑦ その他特に個別指導が必要と認められるもの					
合計(選定対象件数)	3	22	25	18	15

新規個別指導	富山県				
	医科 病院	医科 診療所	医科 合計	歯科	薬局
計画機関等数	0	10	10	4	32
指定年月	平成25年4月から 平成26年3月まで	平成25年4月から 平成26年3月まで		平成25年4月から 平成26年3月まで	平成25年4月から 平成26年3月まで

今年度の個別指導件数一覧。資料が開示された時点で黒く塗りつぶされており、選定理由の内訳を確認することはできない。今回の答申を受けて今後、黒塗り部分の情報が全面開示される予定。

全国適時調査アンケート結果の概要

～ 35都道府県の1,293病院、富山県内は52病院が調査に協力 ～

表① 回答病院の病棟種別と許可病床数

	一般	療養	結核	精神	感染	他	NA (回答なし)	合計
病院数	866病院	660病院	15病院	195病院	23病院	2病院	5	1,293病院
病床数	101,341床	58,297床	760床	44,740床	147床	92床	-	201,477床

表② 届出後の基準・要件管理の頻度(複数回答可)

ア、届け出た全ての項目について毎月1回点検している
イ、毎月計算が必要なものは毎月、計算不要なものは施設変更や人員移動時
ウ、数ヶ月に1回
エ、点検できていない

	ア. 毎月	イ. 移動時	ウ. 数ヶ月	エ. 未実施	NA	回答医療機関数
回答数	167	1,014	95	31	7	1,293
割合	12.92%	78.42%	7.35%	2.40%	0.54%	-

表③ 7月1日報告書(定例報告)の点検は誰が行うか(複数回答可)

ア、院長
イ、事務長
ウ、関係する現局長(入院料は看護師長、リハビリはリハ科長等)
エ、その他

	ア. 院長	イ. 事務長	ウ. 現局長	エ. 他	NA	回答医療機関数
回答数	241	1,022	497	204	8	1,293
割合	18.64%	79.04%	38.44%	15.78%	0.62%	-

表④ 直近の適時調査での自主返還の有無と返還額(複数回答可)

	返還あり					合計	返還なし	NA
	入院	リハ	給食	その他	合計			
回答病院	94病院	27病院	12病院	71病院	193/1,233病院	957	106	
	7.53%	2.16%	0.96%	5.69%	15.46%	/1,248	/1,248	
金額	445,034,779円	80,265,653円	94,831,276円	109,412,838円	729,544,546円			
回答病院平均	4,734,413円	2,972,802円	7,902,606円	1,541,026円	4,028,088円			

表⑤ 適時調査の自主返還は「原則5年」を限度に要件を満たさなくなった時点まで遡ることに関する考え方(複数回答可)

ア、要件の全てを満たせない場合と、要件のいくつかを満たせない場合は返還の額を変動すべき
イ、自主返還の期間を最大で過去1年間とすべき
ウ、適時調査は教育的な指導に限定し、自主返還を求めないこと
エ、過去の適時調査で指摘がなかった部分は教育的な指導に限定し、自主返還を求めないこと
オ、現行通りとすべき
カ、その他

	ア. 変動	イ. 1年間	ウ. 教育的	エ. 過去	オ. 現行通	カ. 他	NA	回答医療機関数
回答数	354	441	398	599	118	41	54	1,293
割合	28.37%	35.34%	31.89%	48.00%	9.46%	3.29%	4.33%	-

協会は、保団連が全国の保険医協会に協力を呼びかけた「届出医療の管理と適時調査に関するアンケート」を七月に実施し、会員が在籍する七六の民間病院にアンケートを依頼、約七割にあたる五二病院から回答を得ました。アンケート結果の詳細は別途お知らせしますが、今号では結果の概要を掲載します。

表① 届出項目については、四月の診療報酬改定による届出医療の項目増加と既存項目の基準変更などが多かつたことを踏まえ、届出医療の日常管理や適時調査の問題点などについて実態を把握し、今後の対策に繋げることを目的に実施しました。

表② 届出項目については、四月の診療報酬改定による届出医療の項目増加と既存項目の基準変更などが多かつたことを踏まえ、届出医療の日常管理や適時調査の問題点などについて実態を把握し、今後の対策に繋げることを目的に実施しました。

表③ 届出項目については、四月の診療報酬改定による届出医療の項目増加と既存項目の基準変更などが多かつたことを踏まえ、届出医療の日常管理や適時調査の問題点などについて実態を把握し、今後の対策に繋げることを目的に実施しました。

表④ 届出項目については、四月の診療報酬改定による届出医療の項目増加と既存項目の基準変更などが多かつたことを踏まえ、届出医療の日常管理や適時調査の問題点などについて実態を把握し、今後の対策に繋げることを目的に実施しました。

表⑤ 「自主返還」に関する意見・要望では「エ、過去の適時調査で指摘がな

表① 協力が得られた病院は三五都道府県から二二九三病院、病床数合計二〇万一四七七床にのぼり、大規模な調査となっています。

表② 一方で「数ヶ月に一回」が七・四%、「点検できていない」が二・四%ありま

表③ 適時調査では、院長や事務長が主に対応することになるため、報告書の点検も

表④ 直近の適時調査で自主返還を求められた病院は全体の十五・五%にあたる一九三病院で、一病院あたりの返還額は単純平均で約四百万円という結果になっています。

表⑤ 「自主返還」に関する意見・要望では「エ、過去の適時調査で指摘がな

表⑥ 協会は、今回のアンケート結果も踏まえ、全ての病院が自信をもって適時調査に臨み、指摘や自主返還を最小化するための相談活動や情報提供に今後も取り組んでいきます。

指摘事項・自主返還を最小化するために 届出医療は安定した診療報酬を確保するために欠かせないものとなっていますが、日常の要件管理を通じて適時調査に備えることが肝心です。

また、自主返還をなくすと過去一年間とすべきという意見もそれぞれ三〇%を超えています。

自主返還を求めないこと」が最も多く、全体の四八%となっています。

また、自主返還をなくすと過去一年間とすべきという意見もそれぞれ三〇%を超えています。

自主返還を求めないこと」が最も多く、全体の四八%となっています。